

## ふくおかのお魚PRロゴマーク使用取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、「ふくおかのお魚PRロゴマーク」(以下「マーク」という。)を使用する際に必要な事項を定め、もって県産水産物を県下の関係団体が連携し、一体となって県内外に広くPRし、認知度向上や消費拡大に繋げていくことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県産水産物 福岡県内の漁業者が水揚げした水産物若しくはその水産物を主な原料として製造された加工水産物をいう。

### (著作権)

第3条 マークに関する著作権は、福岡県が所有する。

### (使用料)

第4条 マークの使用料は、無料とする。

### (使用承認申請等)

第5条 マークを使用する場合は、あらかじめふくおかのお魚PRロゴマーク使用申請書(様式第1号)を福岡県知事(以下「知事」という。)に提出又はインターネットを利用して必要事項を送信し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当し、かつ、別紙に掲げるマークの図柄を変更、改変することなく使用する場合はこの限りでない。

- (1) 福岡県内の地方公共団体及び県の外郭団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道の目的で使用する場合
- (3) 福岡県内の漁業協同組合、漁業協同組合連合会などの水産関係団体が使用する場合
- (4) 「ふくおかの地魚応援の店」認定店が認定店舗内で提供する県産水産物のPRを目的として使用する場合

2 知事は、前項の規定による使用申請があった場合において、その内容が次の各号いずれかに該当すると認めるときは、承認しないものとする。

- (1) 第1条の目的の趣旨に沿わないと判断される場合
- (2) 福岡県の信用又は品位を害すると認められる場合
- (3) 消費者や利用者の利益を害すると認められる場合
- (4) 特定の政治、思想又は宗教等の活動に関するものと認められる場合
- (5) 福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号。以下「条例」という。)の趣旨に反し暴力団を利することとなると認められる場合。
- (6) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあると認められる場合
- (7) 特定の個人、団体、法人(県を除く)又は商品等を支援若しくは推薦し、又はこれらを行う恐れがあると認められる場合(ただし、第1条に規定する目的の実現に特に効果が認められる場合にはこの限りでない)
- (8) その他、知事が不適切であると判断した場合

- 3 第1項の承認は、ふくおかのお魚PRロゴマーク使用承認通知書（様式第2号）をもって通知する。
- 4 知事は、必要に応じ、マークの使用承認を受けた者（以下「使用者」という）及び第5条に規定される者に対してマークの使用状況について、マーク使用状況報告書（様式第3号）による報告を求めることができるものとする。

（使用上の遵守事項）

第6条 使用者がマークを使用する場合は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた色、形式などを正しく使用すること。ただし、印刷物及び容器包装のデザイン上、モノクロで使用しても差し支えない。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 承認された用途のみに使用し、知事が付した条件・指示に従うこと。

（承認内容の変更の申請）

第7条 使用者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ、ふくおかのお魚PRロゴマーク使用承認変更申請書（様式第4号）を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、ふくおかのお魚PRロゴマーク使用（変更）承認通知書（様式第2号）をもって行う。
- 3 変更申請承認後についても、第6条の規定を遵守しなければならない。

（承認の取り消し）

第8条 知事は、マークの使用がこの要領又は承認内容に違反していると認めるときは、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取り消しは、ふくおかのお魚PRロゴマーク使用承認取消通知書（様式第5号）をもって通知する。
- 3 本条第2項の規定により承認を取り消された者は、承認取り消しの通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示をしてはならない。

（責任の制限）

第9条 前条の規定により、マークの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、福岡県はその責めを負わない。

- 2 使用者がマークの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、福岡県は、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

（補則）

第10条 この要領に定めるもののほか、マークの使用に関して必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成28年7月26日から施行する。

附則

この要領は、平成29年2月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年12月11日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

福岡県知事 殿

(申請者) 住 所  
氏 名  
(名称および代表者)

### ふくおかのお魚PRロゴマーク使用申請書

次のとおり、ふくおかのお魚PRロゴマークを使用したいので申請します。

1 使用目的	
2 使用対象 (店舗・商品・イベント等)	
3 使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日
4 連絡先	(担当者) (電話番号)
5 使用計画 (使用方法・デザイン)	
6 確認事項	<input type="checkbox"/> 申請者（及び申請団体役員）は、暴力団員等に該当せず、また密接な関係もありません。

- ※ 添付書類
- ・企画書（レイアウト、スケッチ、原稿等）
  - ・申請者の概要、状況を示すもの
  - ・その他参考となるもの

ふくおかのお魚PRロゴマーク使用取扱要領を遵守し、同要領第5条第2項各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

(様式第2号)

平成 年 第 月 号

様

福岡県知事

ふくおかのお魚PRロゴマーク使用(変更)承認通知書

年 月 日付けで申請のあったふくおかのお魚PRロゴマークの使用(変更)について、下記のとおり承認します。

ふくおかのお魚PRロゴマークの使用に関しては、ふくおかのお魚PRロゴマーク使用取扱要領の内容を遵守してください。

記

1 使用目的	
2 使用対象 (店舗・商品・イベント等)	
3 使用期間	自 年 月 日 至 年 月 日
4 使用条件	※ 承認内容に変更が生じる場合は申請すること
5 その他	

(様式第3号)

年 月 日

福岡県知事 殿

(申請者) 住 所  
氏 名

(名称および代表者)

ふくおかのお魚PRロゴマーク使用状況報告書

次のとおり、ふくおかのお魚PRロゴマークの使用状況を報告します。

使 用 用 途	
使 用 概 要	(使用期間)  (使用内容)
連 絡 先	(部 署 名) (担 当 者) (電 話 番 号) (F A X) (メー ル ア ド レ ス)

※ 必要に応じて、使用内容のわかる資料（写真、チラシ、パンフレットなど）を添付してください。

(様式第4号)

年 月 日

(あて先)

福岡県知事 殿

(申請者) 住 所

氏 名

(名称および代表者)

### ふくおかのお魚PRロゴマーク使用承認変更申請書

年 月 日 第 号で承認を受けたふくおかのお魚PRロゴマークの使用について、下記のとおり変更したいので申請します。

記

(変更の内容)

ふくおかのお魚PRロゴマーク使用取扱要領を遵守し、同要領第5条第2項各号に該当すると認められた場合には、直ちに使用を中止することを誓約します。

(様式第5号)

年 月 日  
第 号

様

福岡県知事

ふくおかのお魚PRロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日付けで申請のあった、ふくおかのお魚PRロゴマークの使用承認を、下記の理由により取り消します。

記

承認年月日	年 月 日
承認番号	第 号
取消理由	



## ふくおかのお魚PRロゴマーク



①

C	80 %
M	0 %
Y	40 %
K	0 %

②

C	100 %
M	100 %
Y	40 %
K	0 %

③

C	100 %
M	40 %
Y	0 %
K	0 %